

# 日本ボーイスカウト東京連盟品川第6団団規約

## 第一章 ( 団名称 )

日本ボーイスカウト東京連盟品川第六団と称す。

## 第二章 ( 団構成 )

本団は次の各隊を以て構成される。

ローバー隊 ベンチャー隊 ボーイ隊 カブ隊 ビーバー隊 団委員会

## 第三章 ( 団所在地 )

- (1) 団本部 団委員長宅におく。(但し、品川区内とする)
- (2) 隊本部 原則として各隊の隊長宅におく。

## 第四章 ( 団役員 )

団の役員構成およびその選任、退任は次の通りとする。

- (1) 団指導者(団委員長、副団委員長、団委員) : 育成会から選任された団委員の互選により、団委員長、副団委員長を選任、解任し、団委員長の任期は、継続して5年を超えないこととする。
- (2) 隊指導者(各隊隊長、副長) : 隊指導者の選任および解任は団委員会の決定により行い、各隊長の任期はそれぞれ継続して以下の年数を超えないこととする。  
ビーバー隊長 : 3年  
カブ隊長 : 4年  
ボーイ隊長、ベンチャー隊長、ローバー隊長 : 5年
- (3) 準指導者(ダムリーダー、デンリーダー、各隊副長補、インストラクター) : 準指導者の選任、解任は各隊の隊長が行う。

## 第五章 ( 会議 )

- (1) 団委員会は団の運営を協議する。団委員長の招集により原則として毎月一回開くものとする。
- (2) 団会議は指導者と団委員長(または団委員会で指名された副団委員長)により構成され、団の教育訓練に関する事項を協議する。
- (3) 団委員長(または指名された副団委員長)はこれらの会議の議長となる。

## 第六章 ( 運営事項 )

- (1) 団の活動資金は品川第六団育成会の責任による。
- (2) 団の備品は原則として団本部に保管し、責任は団委員備品担当者がこれを管理する。
- (3) 団本部には備品目録を常備し定期的に監査を受けるものとする。
- (4) スカウト及び指導者の永年奉仕及び善行に関しては、別に定める表彰規定によりこれを表彰する。

## 第七章 ( スカウト )

- (1) スカウトの資格  
ビーバー隊員 小学校入学前9月～小学校2年8月まで  
カブ隊員 小学校2年9月～小学校5年8月まで  
ボーイ隊員 小学校5年9月～中学校3年8月まで ただし、最長中学校3年3月まで延長することができる  
ベンチャー隊員 中学校3年9月～高校3年相当(おおむね17歳まで)  
ローバー隊員 高校生年代超～25歳誕生日前日まで

(2) 入団、休団、退団

① 入団申込手続

入団を希望する場合は、本団規定の申込書に必要事項を記入し、保護者同伴の上隊長と面接を行い、団会議によって決定する

② 入団を希望する場合は、本団規定の申込書に必要事項を記入し、保護者同伴の上隊長と面接を行い、団会議によって決定する。

③ 休団 特殊の事情のある場合、スカウト及びその保護者より所定の必要書類により休団を認めることができる。

④ 退団 事情により、スカウト及びその保護者より所定の必要書類により退団することができる

- 附則
- (1) その他の事項については、ボーイスカウト日本連盟規約によるものとする。
  - (2) 本規約は昭和38年4月 1日制定
  - (3) 平成 3年9月 1日改正
  - (4) 平成10年9月 1日改正
  - (5) 平成19年9月29日改正
  - (6) 平成26年9月27日改正 (スカウトの資格の件、団集会場所規定の削除)
  - (7) 平成29年4月22日改正 (団役員の件：平成30年4月から適用)
  - (8) 平成31年4月21日改正 (スカウトの上進時期の件)
  - (9) 2021年9月25日改定 (スカウトの上進時期の件)